◎新潟県告示第739号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年５月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日　平成24年５月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社　上村土建　取締役　上村　直樹

３　主たる営業所の所在地　新潟県十日町市下平新田582

４　許可番号　新潟県知事許可（般－23）第18299号

５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

６　処分の原因となった事実

有限会社　上村土建は、同社の取締役が、刑法（明治40年法律第45号）第208条の罪により、平成20年１月９日に十日町簡易裁判所から、罰金10万円の略式命令を受け、その刑が確定していたにもかかわらず、平成23年６月20日付けの建設業許可申請書に、建設業法第８条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年９月１日に建設業の許可を受けた。このことが、建設業法第29条第１項第５号に該当すると認められる。